

※ 許 可 番 号	
※ 許 可 有 効 期 間 更 新 年月日	年 月 日

港湾労働者派遣事業 許 可 申請書
許 可 有 効 期 間 更 新

(ふりがな) 1氏名又は名称			
2住 所		〒 () ()	
3法人にあっては、その役員の氏名、役員及び住所			
(ふりがな) 氏 名	役 名	住 所	
代 表 者			
(ふりがな) 4事業所の名称			
5事業所の所在地		〒 () ()	
6港湾ごとの派遣事業対象業務の種類		7港湾ごとの自らが営んでいる港湾運送事業の種類	
港湾名	派遣事業対象業務の種類	港湾名	港湾運送事業の種類
8派遣元責任者の氏名、職名及び住所			
(ふりがな) 氏名	職名	住所	
9 港湾労働法第13条第3号及び同法第23条の規定により読み替えて適用する労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第36条の厚生労働省令で定める基準に関する事項(該当がある場合のみ記載)			
精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者及びその氏名			
1 申 請 者 (申請者が未成年の場合、その法定代理人を含む。)		2 役 員 (法人のみ。役員が未成年の場合、その法定代理人を含む。)	3 派遣元責任者
氏 名(ふりがな)		氏 名(ふりがな)	氏 名(ふりがな)
10許可年月日	年 月 日	11許可番号	
12事業開始予定年月日	年 月 日		
備考			

港湾労働法 第12条第1項 第17条第2項 の規定により上記のとおり 許 可 有 効 期 間 更 新 を申請します。

申請者(法人にあっては役員を含む。以下同じ。)(申請者が未成年の場合、その法定代理人)は、港湾労働法第13条各号(個人にあっては第1号から第6号まで)のいずれにも該当せず、同法第23条の規定により読み替えて適用する労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第36条の規定により選任する派遣元責任者は、未成年者に該当せず、港湾労働法第13条第1号、第2号、第4号及び第5号のいずれにも該当しないこと及び港湾労働法施行規則第23条第2項で読み替えて適用する労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則第29条の2第1号に規定する基準に適合することを誓約します。

年 月 日
申請者
厚 生 労 働 大 臣 殿